

尾崎市情報公開及び個人情報保護制度 の運用状況（令和元年度実績）

1 情報公開制度

(1) 開示請求件数及び処理状況

令和元年度の公文書開示請求の件数は合計424件で、前年度の426件から2件減少した。なお、下表中「その他」の15件は、請求受付後取り下げられたものが14件、存否応答拒否が1件である。また、不開示として処理された34件のうち29件は文書不存在のためである。

年 度	区 分	請求件数	処 理 状 況			
			開 示	部分開示	不開示	その他
平成元～28 年度	開示請求	6, 594	2, 326	3, 431	595	242
	閲覧申出	110	55	32	13	10
	計	6, 704	2, 381	3, 463	608	252
平成29年度	開示請求	414	99	276	19	20
	閲覧申出	—	—	—	—	—
	計	414	99	276	19	20
平成30年度	開示請求	426	95	281	37	13
	閲覧申出	—	—	—	—	—
	計	426	95	281	37	13
令和元年度	開示請求	424	98	277	34	15
	閲覧申出	—	—	—	—	—
	計	424	98	277	34	15
計	開示請求	7, 858	2, 618	4, 265	685	290
	閲覧申出	110	55	32	13	10
	計	7, 968	2, 673	4, 297	698	300

(2) 実施機関別件数

公文書開示請求の実施機関別件数は次のとおりである。

実 施 機 関	請 求
議 会	1 (0)
市 長	3 4 2 (3 7 7)
教育委員会	3 7 (1 7)
選挙管理委員会	2 (6)
公平委員会	0 (0)
監査委員	2 (1)
農業委員会	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)
公営企業管理者	2 3 (1 3)
消防長	1 1 (9)
指定管理者	6 (0)
尼崎市土地開発公社	0 (3)
合 計	4 2 4 (4 2 6)

※ () 内は前年度件数

2 個人情報保護制度

(1) 保有個人情報開示請求件数及び処理状況

令和元年度の保有個人情報開示請求は合計114件で、前年度の83件から31件増加した。
なお、下表中「その他」の1件は、請求受付後取り下げられたものである。また、不開示として処理された16件は文書不存在のためである。

年 度	請求件数	処 理 状 況			
		開 示	部分開示	不開示	その他
平成元～28年度	1,060	509	338	155	58
平成29年度	105	41	49	9	6
平成30年度	83	28	41	11	3
令和元年度	114	32	65	16	1
計	1,362	610	493	191	68

(2) 実施機関別件数

保有個人情報開示請求の実施機関別件数は次のとおりである。

実 施 機 関	請 求
議 会	0 (0)
市 長	97 (70)
教育委員会	8 (2)
選挙管理委員会	0 (0)
公平委員会	0 (0)
監査委員	2 (3)
農業委員会	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)
公営企業管理者	2 (2)
消防長	5 (5)
指定管理者	0 (0)
尼崎市土地開発公社	0 (1)
合 計	114 (83)

※ () 内は前年度件数

(3) 保有個人情報訂正、利用停止請求件数及び処理状況

令和元年度の保有個人情報訂正、利用停止請求については0件であった。

(4) 目的外利用状況

令和元年度の目的外利用状況は151件となっている。目的外利用の基準別では、尼崎市個人情報保護条例第8条に掲げた基準のうち、「実施機関がその所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき」が多かった。

年 度	総 数	目 的 外 利 用 の 基 準			
		法 令	本人同意	事務事業	審査委員会
令和元年度	151	7	25	119	0

(5) 外部提供状況

令和元年度の外部提供状況は144件となっており、外部提供の基準別では、尼崎市個人情報保護条例第8条に掲げた基準のうち、「他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、当該保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき」が多かった。

年 度	総 数	外 部 提 供 の 基 準					
		法 令	本人同意	事務事業	統 計	本人利益	審査委員会
令和元年度	144	7	22	109	0	5	1

(6) 個人情報利用業務の届出状況

令和元年度の尼崎市個人情報保護条例第10条に基づく個人情報利用業務の届出は下記のとおりであった。

総 数	開 始	変 更	廃 止
5	3	2	0

3 審査請求に係る諮問・答申の状況

(1) 行政不服審査法改正前の実績

年 度	異議申立て		諮 問 ・ 答 申					
	申 立 件 数	却下等の件数	諮 問 件 数	諮問の 取下げ	答 申 件 数			
					認 容	一 部	棄 却	計
平成元年度～26年度	106	7	96	4	8	29	39	76
平成27年度	5	0	5	0	1	2	2	5
平成28年度	4	0	4	0	0	2	0	2
計	115	7	105	4	9	33	41	83

- ※「却下等の件数」には、実施機関限りで棄却した2件（平成5年度及び18年度）を含む。
 ※「平成元年度～26年度の諮問件数」の96件には、異議申立てによらない「オンライン結合による提供の制限の例外について」（平成18年度）、「津波等一時避難場所設置拡大に係る個人情報の外部提供について」（平成23年度）、「保有個人情報外部提供の制限の例外について」（平成26年度）の3件を含む。
 ※「平成28年度の諮問件数」異議申立て件数4件は、原処分が平成27年度中になされたものであることから、行政不服審査法改正前の制度にて処理された。

(2) 行政不服審査法改正後の状況

平成28年度に行政不服審査法が改正され、異議申立ては審査請求となり、審理員審査を経て尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会へ諮問されることとなった。

平成29年度は、審査庁に4件の審査請求があり、平成29年度に1件、平成30年度に3件諮問を受け、平成30年度に4件答申を行った。

平成30年度は、審査庁に4件の審査請求があり、年度内に1件諮問を受け、答申を行った。ほかに本人希望により諮問されずに裁決されたものが1件、取下げが2件あった。

令和元年度は、審査庁に2件の審査請求があり、年度内に1件諮問を受け、答申を行った。

年 度	審査請求		諮 問 ・ 答 申					
	申 立 件 数	取下げ 等件数	諮 問 件 数	審理員 意見書	答 申 件 数			
					妥 当	一 部	取 消	計
平成29年度	4	0	1	棄却1	0	0	0	0
平成30年度	4	3	4	棄却4	2	0	3	5
令和元年度	2	0	1	棄却1	1	0	0	1
計	10	3	6	棄却6	3	0	3	6

以 上